

久喜市入学準備金・奨学金の貸付制度のご案内

<入学準備金>

下表の学校への入学に要する費用を無利子で貸付けます。

1 入学準備金の区分と貸付額

| 区分 | 金額 |
|----------------------------|-------------|
| 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） | 200,000 円以内 |
| 大学（大学院を除く）、短期大学、専修学校（専門課程） | 500,000 円以内 |

2 資格要件

- (1) 市民（令和8年1月1日現在で1年以上久喜市に居住）であり、かつ市税を滞納していないこと。
- (2) 高等学校、大学等への入学が確実である市民の保護者であること。
- (3) 入学準備金の調達が困難な者であること。
- (4) 市民（令和8年1月1日現在で1年以上久喜市に居住）である連帯保証人を1人得されること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

3 申請に必要な書類 ((2) (4) は発行後3か月以内のもの)

- (1) 入学準備金・奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 世帯全員が記載された住民票（省略のないもの）
- (3) 所得を確認できる書類（所得がある方全員分）
- (4) 納税証明書（住民税、固定資産税等の全ての市税の滞納がないという証明）
※(3) (4) の調査に関する同意書の提出があれば未提出でも可
- (5) 入学準備金・奨学金返済計画書

※入学準備金の貸付決定後、借受人の保護する者が該当学校に入学しなかった場合、貸付決定を取消し、既に貸付した入学準備金をすべて返還すること。

4 借受手続きに必要な書類 ((3)～(7) は、発行後3ヶ月以内のもの)

審査の結果、貸付が決定された方は、次の書類を添えて教育委員会に入学準備金借用（連帯保証人の署名も必要）の提出が必要になります。

- (1) 入学準備金借用証（様式第3号）
- (2) 入学決定を証明する書類（入学許可書等）
- (3) 借受人の印鑑証明書
- (4) 連帯保証人の住民票（本人のみ）
- (5) 連帯保証人の所得が確認できる書類

※市外に居住する者の場合は「所得証明書」を提出すること。

- (6) 連帯保証人の印鑑証明書及び納税証明書（住民税、固定資産税等の全ての市税の滞納がないという証明）
- (7) 連帯保証人の身分証明書（本籍地発行のもの。成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であることを確認する。）
- (8) 口座振込依頼書（借受人名義のもの）

5 返還等について

- (1) 卒業又は退学した翌月の6月後から5年以内に貸付額を返還していただきます。
- (2) 毎年の返還は、年賦の場合（9/1～9/末までの年1回）、半年賦の場合（9/1～9/末、3/1～3/末までの年2回）となります。

<奨 学 金>

下表の学校への修学に要する授業料、その他学費の費用を無利子で貸付けます。

1 奨学金の区分と貸付額

| 区分 | 金額（月額） |
|------------------------|-----------|
| 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） | 10,000円以内 |
| 大学、短期大学、専修学校（専門課程） | 15,000円以内 |

2 資格要件

- (1) 市民（令和8年1月1日現在で1年以上久喜市に居住）であり、かつ市税を滞納していない世帯の子女であること。
- (2) 高等学校、大学等への入学を許可された者又は在学中の者であること。
- (3) 学費の支出が困難な者であること。
- (4) 修学意欲がおう盛で、在学学校長の推薦を受けた者であること。
- (5) 市民（令和8年1月1日現在で1年以上久喜市に居住）である連帯保証人を1人得されること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

3 貸付条件

- (1) 貸付期間は高等学校、大学等における正規の修業期間を終了する月までとする。
- (2) 奨学生が休学したときは、奨学金の貸付を停止する。
- (3) 奨学生が上記2の資格要件を欠いた場合は、その後の貸付けは行わない。

4 申請に必要な書類 ((2)～(6)については発行後3ヶ月以内のもの)

- (1) 入学準備金・奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 世帯全員が記載された住民票（省略のないもの）
- (3) 所得を確認できる書類（所得がある方全員分）
- (4) 納税証明書（住民税、固定資産税等の全ての市税の滞納がないという証明）
※(3)(4)調査に関する同意書の提出があれば未提出でも可
- (5) 奨学金推薦書（様式第8号）
- (6) 成績証明書
- (7) 入学準備金・奨学金返済計画書

5 借受手続きに必要な書類 (②・③・⑤・⑥については発行後3ヶ月以内のもの)

審査の結果、貸付が決定された方は、次の書類を添えて教育委員会に奨学金借用証（連帯保証人の署名も必要）の提出してください。

- (1) 奨学金借用証（様式第9号）
- (1) 誓約書（様式第10号）
- (2) 在学証明書
- (3) 連帯保証人の住民票（本人のみ）
- (4) 連帯保証人の所得が確認できる書類
※市外に居住する者は「所得証明書」を提出すること。
- (5) 連帯保証人の印鑑証明書及び納税証明書（住民税、固定資産税等の全ての市税の滞納がないという証明）
- (6) 連帯保証人の身分証明書（本籍地発行のもの。成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であることを確認する。）
- (7) 口座振込依頼書（奨学生名義のもの）
※奨学金の振込先名義は、保護者名義のものも可とする。

6 返還方法等について

- (1) 卒業又は退学した翌月の6月後から5年以内に貸付額を返還していただきます。
- (2) 毎年の返還は、年賦の場合（9/1～9/末までの年1回）、半年賦の場合（9/1～9/末、3/1～3/末までの年2回）となります。

7 その他

- (1) 奨学生は毎年4月1日以降の在学証明書を当該年の4月末日までに教育委員会に提出していただきます。提出がない場合は、継続して貸付けできません。
- (2) 奨学生であった者は、卒業及び卒業後の就業先を明らかにする書類を奨学金の貸付けを受ける期間を終了した年の4月末日までに教育委員会に提出してください。
- (3) 奨学金は、貸付を決定した年度の月から当該年度分を一括して貸付けます。

<申請方法>

1 申請期間

入学準備金 令和8年1月13日（火）～3月10日（火）
奨学金 随時

※書類等に不備がある場合は、申受付できない場合もありますのでご注意ください。

2 申請場所及び受付時間

申請場所 教育総務課、本庁舎環境経済・教育分室、各行政センター総務・人権係
(郵送不可)
受付時間 平日午前8時45分から午後4時30分まで

<連帯保証人>

貸付に係る連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている必要があります。

- (1) 独立して生計を営む満20歳以上の者で、債務を弁済する能力を有しており、市税を滞納していないこと。（市外に居住する者にあっては、当該市町村税）
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない者であること。
- (3) 久喜市入学準備金・奨学金に係る他の者の連帯保証人をしていないこと。（保証する者が同一世帯に複数いるときはこの限りではない。）
※同一世帯の方は、連帯保証人になることができない。
※返還が滞った場合は、連帯保証人に通知するものとする。

<その他>

1 貸付の決定について

提出された申請書は、審査後に貸付の可否を決定し、結果を申請者に通知します。

2 入学準備金・奨学金の入金時期について

入学準備金・奨学金は、借受手続き完了後、指定口座に入金します。
(入金は、借受書類の提出をしてから概ね3週間程かかります。)

【問合せ】

教育委員会 教育総務課
学事保健係
電話 0480-58-1111